

平成29年度

高槻市立学童保育室
入室のご案内

(一斉受付)

平成29年1月24日(火)～平成29年1月30日(月)

※28日(土)、29日(日)も受け付けます

午前9時00分～午後6時00分

高槻市役所 総合センター14階 C1401会議室 (受付期間中のみ)

高槻市子ども未来部子ども育成課学童保育チーム

入室申請要領

一斉受付期間・場所

平成 29 年 1 月 24 日(火)～1 月 30 日(月) (この期間のみ土・日も受付)

午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分

高槻市役所 総合センター14 階 C1401 会議室

- ※ 上記は申請受付期間です。先着順の申請によって入室許可を決定するものではありません。期間内受付分で入室選考を行います。
- ※ 上記期間を過ぎた場合は、子ども育成課学童保育チーム(総合センター7 階)で受付を行います。一斉受付期間内申請受付分の入室選考からは除外となります。

申請について

下記のとおり書類をそろえ、申請を行ってください。なお、申請時に児童の健康状態等についてお尋ねしますので、必ず保護者の方がお越しください。(郵送不可)

また、平成 29 年度より、民間学童保育室への入室申請受付も、子ども育成課が行います。ただし、民間への入室の際は、子ども育成課に申請書を提出する前に、直接、事業者に問合せし、事業の詳細を理解した上でお願いします。 ※開室日等公立とは異なる場合があります。

- * 全ての申請(入室・延長利用・減免)につき、年度毎の手続きが必要です。
- * 訂正・押印漏れ等に備え、印鑑(認印可)を申請時にお持ちください。

各書類については、後述の詳細を必ず確認の上、不備のないようご用意ください。
兄弟で申請する場合、証明書類は世帯につき 1 部で結構です。

(1) 入室申請【別紙記入例を参照】

〈公立〉

入室申請書 (3 枚複写) (印鑑の押印が 1・3 枚目にそれぞれ 2 箇所必要です。)

〈民間〉

入室申請書 (2 枚)、入室審査申請書 (1 枚)

(印鑑の押印が、申請書(1 枚)、審査申請書にそれぞれ 2 箇所必要です。)

※民間の申請書類はホームページか各事業者から直接受け取り、ご用意ください。

(2) 入室要件確認書類①②③いずれか該当する書類を提出)

〈公立・民間共通〉

《児童の保護者(単身赴任含む)及び同居者のうち平成 14 年 4 月 1 日以前生まれの方全員分》

- ◇ 20 歳以上 65 歳未満(生年月日が昭和 28 年 4 月 2 日～平成 10 年 4 月 1 日)の方については、全員が保育できない状況にあることの証明がない場合は入室できません(1 年生から 3 年生の障がい児の入室申請時を除く)。
- ◇ 上記以外の家族や、障がい児の保護者等についても、家庭状況の把握及び待機児発生時の選考に使用するため、保育できない状況(就労・疾病等)にある場合は、要件書類を提出してください。(未提出の場合、待機児発生時の選考において、『無職』の方が在宅という扱いになります。)

- ① 就労(自営業以外)の場合・・・雇用証明書【証明書裏面記入例を参照】
- ② 就労(自営業)の場合・・・自営業状況書【証明書裏面記入例を参照】

- ③ 就学・疾病等、**就労以外**の場合・・・入室理由書（保育できない状況を詳しく記入）
- ※ 理由書に加え、事実を証明する**公的書類**の添付が必要です。
 - 保護者及び同居者の疾病・介護・看護 → 医師の診断書または障がい者手帳等
 - 父母の就学 → i. 学生証のコピー又は在学証明書 ii. 時間割（i、iiのセット）
 - 父母以外の同居者の就学→学生証のコピー又は在学証明書（高校進学予定の方は、入室申請書へ「進学予定」と記入で可）

- ※ 証明書は**証明日から1ヶ月以内のもののみ有効**です。（申請時点）
（一斉受付提出分は平成29年度入室案内配布日以降の証明日のものであれば可、学生証コピーの場合は有効期限内のもの）
- ※ 書類の証明欄に修正液等による消去、訂正、加筆等がある場合や、記入漏れがある場合は**受付できません**。申請前にご自身で必ずご確認ください。

(3) 学童保育延長利用申込書(希望者)

延長保育を希望する場合は別紙「延長保育の利用申請について(ご案内)」にて詳細を確認の上、申込を行ってください。

- ※ 入室申請提出後や年度途中でも申込可能です。利用の開始希望月の**前月20日までに子ども育成課窓口**へ申込書をご提出ください。
- ※民間学童保育室は公立と異なる場合がありますので、直接事業者にお問合せください。

(4) 学童保育室保育料減免申請書(該当者)

減免該当世帯については、**申請書と区分に応じた添付書類(保護者全員分と、同居家族のうち働いている人全員分)**による申請に基づいて保育料・延長保育料を免除・減額します。**(申請がない場合は該当無しとして扱います。)**

毎月10日までに受理された場合、その月から減免が適用されます。11日以降の申請は、受理翌月からの適用となります。(提出が遅れた場合遡及減免はできません。)

《減免概要と添付書類》 *別紙減免申請書裏面の詳細を必ずご確認ください。

区分	対象世帯	申請書に添付する書類
A	生活保護世帯又は 中国残留邦人等自立支援給付受給世帯	生活保護受給証明書又は 支援給付受給証明書
B	市民税非課税世帯 (適用月によって対象年度が異なります)	市・府民税(課税・所得)証明書 ※ 1 (4・5月はH28年度、6月以降はH29年度分)
C	前年分の所得税非課税世帯	H28年分源泉徴収票 ※ 2 または
D	前年分所得税15,000円未満の世帯	H28年分確定申告書等 ※ 3
	前年分所得税15,000円以上 (2人以上の入室)	注) 2人以上の入室の場合のみ、減額有 添付書類不要(年上の児童名で申請書提出)
	災害により保育料の納付が困難となった場合	市長が別に定める書類

☆ 各書類の発行場所・問い合わせ先、書類備考等

- ※ 1 市役所総合センター1階 税制課(19番窓口)(高槻市の場合)

(当年1月1日に住民登録があった市にて発行)

(注) 平成29年度分は6月以降に発行可能となります。発行後申請を行ってください。

- ※ 2 H28年末時点勤務先の給与担当等にお問い合わせください。

- ※ 3 確定申告時の控(税務署の受付印・送信票(電子申告の場合)等があるもの)

※民間学童保育室には減免適用はありません。

(5) 学童保育室入室申請児童状況

障がい児や配慮が必要な児童については、保育体制等の参考にさせていただくため、受付で状況を記入していただきます。

※民間学童保育室は公立と異なる場合がありますので、直接事業者にお問合せください。

〔別紙〕

高槻市立学童保育室は、保護者が労働または疾病等の事由により昼間家庭にいない児童を対象に、スポーツ・レクリエーションを中心とした集団活動を通じ、児童に適切な保育をおこなうための施設です。

<u>指導内容</u>	学童保育室の指導員が、主にスポーツ・レクリエーションを中心とした集団活動を通して、児童の保育をおこないます。
<u>対象児童</u> (注1)	小学校1～3年生で、保護者の労働や疾病等の事由により、放課後に適切な保育を必要とする児童。障がい児童の受け入れについては、一定の条件の下で6年生まで入室することができます。 ※原則として、年間を通じて保育が必要な児童が対象です。
<u>入室要件</u>	児童の保護者(単身赴任を含む)及び同居者で20歳以上65歳未満の方全員が、保育をできない状況にあること ※20歳以上65歳未満・・・昭和28年4月2日～平成10年4月1日生まれ ☆ 就労・就学の場合・・・ 下記①～③を全て満たす形 で就労・就学していること ①概ね週4日以上 ②終了時間が14時以降 ③1日4時間以上 ☆ 疾病等の要件の保護者は、別途状況を証明する書類等が必要となります。 ※保護者が育児休業を取得中の場合は、入室はできません。
<u>開室日</u> (注1)	平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土) ただし、日曜、祝日、12月29日(金)～1月3日(水)および3月31日(土)を除く。
<u>開室時間</u> ※()内は延長利用時 (注1)	平日：13時30分～18時00分(19時00分) 土曜日：8時30分～17時00分(延長保育の実施はありません) 下記の期間は、開室時間が変わります。 長期休業期間 } 月～金 8時30分～18時00分(19時00分) 創立記念日等 } 土曜日 8時30分～17時00分 ※ 始業式、終業式、短縮授業、行事等で各学童保育室の開始時間が異なる場合がありますのでご注意ください。 ※ 給食が無い場合は、お弁当が必要です。
<u>定員</u>	45名 (注1)
<u>保育料</u> (注1)	児童一人につき 月額：6,500円(延長保育料 月額：1,500円) ※ 世帯の課税状況等による減免制度があります。(要申請) ※ 口座振替による自動払込が可能です。(要申請)
<u>入室許可の取消</u>	次の事由に該当する場合、退室となる場合があります。 ・学童保育料を3ヶ月以上滞納している場合 ・正当な理由がなく、長期間欠席している場合 ・児童、又はその保護者が保育上の指示に従わない、その他、管理運営上、不適当と認められる場合
<u>入室説明会</u> (注1)	平成29年3月下旬頃に各学童保育室で1時間半程度行う予定です。 日程等の詳細は入室決定通知に同封しますので、ご確認ください。
<u>その他</u> (注1)	<u>学童保育室では、安全対策のため、保護者の「迎え」を原則としています。</u> <u>児童の送迎は行いませんのでご注意ください。</u>
<u>入室決定通知</u>	入室許可通知及び待機通知は、 <u>2月末頃(予定)</u> に郵送いたします。

(注1) 民間学童保育室は開室日等が公立とは異なる場合がありますので、直接事業者にお問合せください。

入室申請書、入室審査申請書、要件確認書類①・②・③、延長利用申込書、減免申請書は、市のホームページからダウンロードできます。入室申請書〈公立〉については、正本1枚・副本2枚の計3枚をご用意ください。(3枚目は受付後、申請者控としてお返しします。)学童保育室・子ども育成課学童保育チーム(総合センター7階)でも配布しています。

入室申請書〈民間〉については、正本1枚・副本1枚の計2枚と、入室審査申請書1枚の計3枚をご用意ください。(副本は受付後、申請者控としてお返しします。)各事業者でも配布しています。

入室許可

入室許可は、入室申請書及び要件確認書類等の書類審査等を行った後、保護者に通知します。窓口での申請後、入室までは10日程度かかります。

各保育室の入室児童数が定員を超えている場合には、待機になりますが、近隣の保育室で定員に空きがあれば、申請されている保育室で待機のままでそちらへ入室することもできます。

※民間学童保育室はそれぞれの事業者より保護者に通知します。民間で待機となった場合、なおかつ、公立学童保育室への変更希望を有りとチェックされていた場合、再度子ども育成課より通知します。

学童保育室の開室校

〈公立〉

高槻、芥川、磐手、清水、如是、阿武野、五領、桃園、川西、富田、大冠、南大冠、柳川、北大冠、桜台、芝生、日吉台、西大冠、玉川、上牧、北清水、赤大路、津之江、冠、柱本、三箇牧、丸橋、五百住、若松、竹の内、奥坂、土室、安岡寺、真上、松原、北日吉台、阿武山、南平台、郡家、寿栄の小学校内に、学童保育室を開室しています。

上記以外の小学校に在籍している児童は、希望する学童保育室へ入室することができます。

届出のあった民間学童保育室

○NPO法人アフタースクールにじのいえ

芥川町4丁目4-9

代表理事 宮尾 智美

☎TEL 090-6063-7722

🌐HP <http://nijino-ie.org/>

○日吉台アフタースクール

日吉台一番町25-1

社会福祉法人 博乃会

理事長 河西 良雄

☎TEL 072-689-9491

🌐HP <http://www.hiyoshinursery.com/>

[問い合わせ・一斉受付期間後の受付窓口]

高槻市子ども未来部子ども育成課学童保育チーム
(高槻市役所 総合センター7階)

TEL (072) 674-7656

FAX (072) 675-8648

E-Mail kikusei@city.takatsuki.osaka.jp